

明治期における真宗教学史の素描

細川行信

はじめに

明治期の四十五年にわたる真宗教学界の変遷は、その教義・安心を宗学として研鑽する宗門にとつて、王政復古をなしたげた維新政府が最初に断行した神仏分離策に対し、それを如何に対処していくべきかという、仏教各宗共通の課題をもつて始まっている。すなわち、政府は国家的神道主義をもつて、皇道衰退の原因が仏教にあるという考えのもとに、明治元年三月二十八日、いわゆる「神仏判然ノ御沙汰」と称する布告が発せられ、それは必然的に、排仏毀釈の方針がとられることとなった。かくて、この急変に対し仏教界は、それぞれの宗門的立場を超えて、仏教が国家の存立を危殆に導くものでは決してなく、かえって維新の宏業を扶翼するものであると主

張するところがあり、かかる事情についての研究は可成り明らかにされていて、その上に贅言をさしはさむ余地はない。しかし、これと直接に関連する護法運動は、すでに江戸時代において、その胎動がみられる。もちろん徳川幕府の仏教保護策は、各宗門指導者をして、徒らに教権をたよる方向に赴かせ、ひとしく泰平ムードにつつまれて、安心上の諍論が繰りかえされた事どもを知りうるが、しかし、こうしたなかで華嚴の鳳潭や浄土の普寂などの如く、真剣に仏教守護のため、確固なる信念をもつて研鑽に励む学匠があつて、その門下には宗派をこえて勉強する多くの僧侶もあつた。こうした諸宗派を一貫する伝統精神は、ついで迎える維新时期をめぐって、どのように展開されていったであらうか。

まず、通仏教的立場より禿安慧（真宗・本派）の『護国

新論』三卷（慶応三丁明治二）・養鶴徹定の『釈教正謬』三卷（明治元）と『仏法不可斥論』一卷（明治三）・蝦丘宗興の『大蔵輔国集』三卷（明治二）などが世に出されて、思想面より擁護すると共に、天台に村田寂順・真言に釈雲照などをはじめ、わが真宗からも多くの士が輩出して、実践面より時代に応えんとした。こうした中で、明治元年十二月八日、諸宗同徳会盟が興正寺で開かれてより、内に僧侶の覚醒をうながすとともに、外に異教の折伏に尽さんとする指針がとられ、とくに明治六年、切支丹禁制が撤去されるや、おもに対キリスト教の問題が検討されることとなった。かくて、聖典の批判研究が行われることとなったが、一方これに対して内学たる仏典研究も急速に進められ、とくに基礎的な業績として『大日本校訂大蔵経』四百十九冊（縮冊・明治二三年六一一八年七）の刊行があげられるが、これには島田蕃根と福田行誠の努力を忘れてはならず、ことに行誠は、このころ十善戒を設立して戒律の復興をはかった雲照と共に、僧風の肅正につとめた事も留意しなければならぬ。

ついで、明治二十二年に至り、大日本帝国憲法に信教の自由が開かれて、ここに宗教伝道が活潑に行われることとなり、とくに仏教者側からするキリスト教攻撃は、

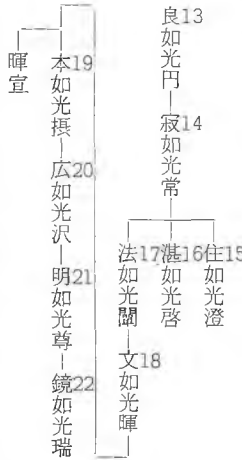
哲学的見地より批判したものとして、代表的著述に井上円了の『仏教活論』三冊（序論・第二編・本論、明治一〇）がある。これは当時、肺患にもかかわらず筆を執ったもので、このうち第二編の「頭正活論」は、仏教十二宗の教義にわたって述べたもので、その後の概論書の先駆をなすものようである。かくて、村上專精の『日本仏教一貫論』（明治二三）や吉谷覺寿の『仏教総論』（明治二三）などの刊行が公にされたが、また一方、大内青巒ら仏教外護者の系統を引く黒田真洞の『大乘仏教大意』（明治二六）は、清沢満之の処女作『宗教哲学骸骨』（二六）と共に、不朽の著述として注意を惹くものである。

さらに宗乗の研究に対し、ひろく余乗を勉学する場合その初期においては多く『八宗綱要』や『三國仏法伝通縁起』が用いられ、西本願寺の学林・東本願寺の学寮において、両書にもとづいて考究が行われたが、後には新しい編集が望まれて、まず前者に関しては小栗栖香頂の『仏教十二宗綱要』（一九）・吉谷覺寿の『明治諸宗綱要』（二三）が刊行され、ついで各宗協同で『仏教各宗綱要』十二巻の大著が、島地黙雷・蘆津実全などを委員として編纂され、明治二十九年に出版された。なお、こうした教義面での論攷は、ついで華嚴・天台・因明・性相

など一連の研究を助長し、さらには原典・教理の研究へと展開して、南条文雄・高楠順次郎などにより、明治後半期に入って急速に進められた。また、これと同時期において、藤井宣正の『仏教小史』(二七)・村上專精の『仏教史林』(二七)にはじまる史学研究は、前田慧雲・松本文三郎・舟橋水哉・石原即聞をはじめとする学者によって開拓され、明治四十年代になると辞典・全書などの大部のものが刊行されることとなった。(井上哲雄編『真宗学匠著述目録』・土屋詮教著『明治仏教史』に依る)

以上、わたくしなりに幾つかの代表的と思われる著述をとりあげて、明治期における仏教学界の流れを点描してみたが、こうした流れの中であって、真宗の教学史は如何に展開していったかを、いま便宜的に三派に分けて後付けてみたい。ところで、これについて明治の当初、真宗では東・西両本願寺、高田専修寺および仏光寺の四派が並び立ち、他は後に別立するものであるから省略し仏光寺派の場合は、信暁(安政五年寂)の提撕をうけた人々もいるが、その師と比肩すべき学僧をみないために割愛し、もっぱら本願寺派・大谷派および高田派の教学について考察することとしたい。

まず本願寺派においては、幕末・維新の過度期に際しかなり積極的に勤皇と護教運動を展開したようである。これについて、皇室との接近を考えるに、第十三世良如上人の継室が九条家より嫁せられてより、そののち次第に摂家との関係が深まって、本山内部にあっては既に早くより尊皇の態度が示されていた。今、つぎに問題となる宗主の略系図を示しておこう。



このうち、明治時代には広如・明如・鏡如の三上人が順次その法灯を継がれたが、とくに明如上人の場合、明治四年より三十六年までの在職中は勿論、その嗣法時代においても父広如上人を扶けて、急変する時代の波に如何に対処するかにつき、率先して事に当らねばならぬことが多かった。これについて、明如上人は慶応三年十二

月二十六日、朝廷の召により父上人に代って参内し、ここに宗門をあげて勤皇に邁進する事を決意された。かくて翌四年正月三日、学林に達書を下して、その冒頭に勤皇をあかすと共に、所化の遵守すべき制条を示された。

ついで、その年(明治改元)四月の直命趣意書には「猶更正学一際精研切磋琢磨之上、兼学外学押渡、愈以自信教人信之本意不可取失一候、近来排仏邪教之徒蔓延せしめ、正法を誑惑せんと欲る時節に候得者、僧分不学に而者迎も防貶之策略も難し及哉と痛慮此事候条、飽迄破邪顕正之懇念に住し、門徒教導に不怠蔽護法城之志を勵し猶又王政御一新之御旨末々迄厚申論し、尤行状堅固に相慎み懈怠に不流、天下遊民之名を不招様、修学専務に相心得、弥以真宗興隆仏法増輝、日夜に頭誠志候様希所に候也」と、以って当時における宗門の実態をも知ることができ、今これを端的に言えば、勤皇の姿勢を公示すると共に、外に他よりの排仏に対し、内に自らの懈怠を諷めて、進むべき指針をあきらかにされたものである。こうした事は、さらに広如上人によって同年九月の竜谷会(大谷本廟の報恩講)に際し、同じ宗門に流れを汲む者にとっての、共通の実践面を門末に示されたものであるが、ついで、広如上人の遷後まもなく出された

明治四年十月十五日付の美濃国和讃講へ与えられた消息には「夫前任の御遺訓にも、相承の正意を決得し真俗二諦の法義あやまらず、現生には、皇国の忠良となり、岡極の朝恩に酬ひ、来世には西方の往生をとげ、永劫の苦難をまぬかる身となられ候やうと示し給へり」と、はじめて「真俗二諦」の語が用いられた。なお学林にあつては、明治二年十二月にきめられた試験論題に、内学・外学の夫々六題中、内学に「信願交際・信因行業・住持三宝・因果応報・真俗二諦・蓄妻瞰肉」とあつて、すでに早く使われている事を知りうる。かくて、この真俗二諦をめぐって、宗学者による教義の解説が行われたが、今めぼしいものを挙げるならば、蝦丘宗興の『真宗二諦弁』(明治八)・島地黙雷の『真俗鉤鎖』(八)・東陽円月の『真宗掟義』(二三)・原口針水の『四恩弁』(二五)などがあり、赤松連城も「興隆雜誌」第一号に二諦の關係を述べる。このうち、島地の併行説は、赤松の流出説と共に注意されるものであるが、のちには彼もまた流出説を採るようになったようである。

ついで、明治も中葉を迎えると、ようやく宗学に関する著述がおおく、これに伴って先学故人の著書も数多く出版される事となったが、又この時期に概説・概論の書

が出された事も留意される。まず右について『教行信証』を解釈した代表作としては、足利義山の『教行信証摘解』九卷(三三)と円月の『本典仰信録』八卷(三〇)があり、両書は全く対象的な著述であって、後者は明快に義を決して、ことに行信論に一見識を示したものである。また既になき学匠のものとしては、特に石泉僧叡と同門の大瀧、および道隱と柔遠の空華派の著書が次の通り刊行される。すなわち、僧叡の論考よりは『寒風夜話』(二二)・『正信偈要訣』二卷(二七)・『易行品義記』(二九)・『往生要集偏帰箋』(二九)・『選択集義疏』一巻(二九)・『伝絵私記』(二九)・『三帖和讃観海篇』八卷(三〇)・『教行信証述聞』六卷(三一)などがあり、#仍園学派の大瀧のもとに『真宗安心十論』二卷(二七)・『愚禿鈔仰高記』三卷(二八)・『教行信証義例略讀』(三三)・『論衡編』(三三)などが出されている。また一方、堺空華の道隱のものとしては『御文明灯鈔通関』二卷(一九)・『御文明灯鈔』十五卷(二六)・『教行信証略讀』十八卷(一九)があり、さらに越中空華の柔遠の講録よりは『教行信証六要鈔指文録』十五卷(二二)の大部の書が出版されている。なお、こうして求めてゆくと、おおむね石泉と空華の二学派に分けてうかがいうるから、したがって当時の宗学研究は、そ

のどちらかに属して考究されたと思われる。さらに、二十年代における概要書をあげると、斎藤聞精の『仏教或問』(二三)・前田慧雲の『真宗入門指南』(二五)・井上円了の『真宗哲学』(二六)・北島道竜の『真宗真要』(二六)・姫宮大円の『台宗論要』(二九)などがある。

ところで、本願寺派にあっては、はやく承応の闢牆・明和の法論・三業惑乱などの宗義安心上の紛擾^⑤が、つづきとくに三業惑乱は多くの学派の分裂を生む結果となり、他派にまで影響を及ぼすところがあつたが、このような伝統の中で明治の中期にいたり、宗学研究がさかんとするや、一つの大きな安心事件がおこつた。これは、いわゆる「円月の滅罪論」といわれるもので、東陽円月が明治二十三年の安居本講に「愚禿鈔」を講じた時に物議をかもし、遂に本山の取調べとなつて、赤松連城と足利義山がこれに當つた。一方、そののち二十五年には、松島善海が父善議の説について行信論について発表するや、これに対して円月は直ちに反駁をこころみた。今これを学系的にみた場合、円月は月珠の弟子であるから、もとは空華学派に属するのに対し、義山と連城は夫々に石泉・仍園の、慧雲を祖とする芸轍の流れをくむから、もともと相い対立する学系にあつた事を知りうる。このうち、

とくに空華と石泉兩派の対立は、前者に円月、後者に義山という学匠を迎えて、いつかは激しい論戦の行われることを想像しうるが、さらに今度は共に空華に属する、月珠と同門の性海を師とする善讓の所説に対して、円月の論難には何か秘められた問題のあることを思わせる。

右のうち、まず円月と義山との論争を考察すると、すでに先学も指摘されるように、円月の主張する滅罪論の中心問題は、おおよそ次の如くまとめることができるようである。それは信一念において、願力不思議をもって全ての罪を消滅し終った、という点を力説して、一般にいう信後においても、依然として地獄行きの機であるとする考え方を破したものである。とくに、この地獄行きの機について、義山は受法の機と性得の機の二つに分けて、受法の機においては、信一念において既に三世の業障を滅尽するが、性得の機相においては依然として底下の愚人であり、貧賤具足の凡夫であるからして、信後もなお必ず地獄行きであるというのである。そして、その基づくところを義山は、善導の二種深信について、信機信法はその体一つにして而も二種蔽然としてあるから、二種深信の機とは性得の機であって受法の機でない」と甄別する。かくて義山は、もし深信の機を強いて受法の機

とすれば、正定聚の菩薩を撰取することとなり、受法の機と性得の機とを取違え、信相と得益を濫して、種々の混乱と矛盾とをもたらすという。これに対して円月は、このような理解は捨機の機と信機の機とを混同し、二種一具の信心に仏因円満して、滅罪生善の徳が完備している事を知らないから、後統の心の上において、念々に罪の滅すべき必要を考えるものであって、正しい二種深信の積意ではないと批判する。

以上、見解の相異点を要約してみたが、これは単に對立的な兩者の学説というのみではなく、その根源は既に宗祖親鸞の上にあい異なる二潮流をみることができようである。今これについて簡単に言及すれば、親鸞には七祖を繼承する伝承と、さらに天台を相承する伝統とが認められ、前者は如来論において有始無終の始覚法門思想であり、衆生論において有性説を立てるもので、この潮流に属するものとして石泉学派の伝統が考えられるに対して、後者は無始無終の本覚法門思想にしたがい、無性説をとっているが、この潮流に空華学派は属するものと考察される。(普賢大円著『真宗教学の発達』による)したがって、明治になって石泉と空華の兩派が、互いに相手の缺点を衝いて論争を繰り返すのは、もとより宗学研究の

上で当然な成行と思われるが、実は漸次それが微に入り細をうがって、さらには同一学派の中にも異見を生むこととなり、ついには破斥と会通のみに走ることが多かったようである。こうした趨勢より、同じ空華に属する円月と善海との対立も考えられる。すなわち、善海は『行信私憂弁』において、つぎの如き四条をあげて弁述をこころみた。

- 一 先づ三願に原づきて真仮の分齊を弁す
- 二 聞信一念の端的事相の称名ありとするの非を論ず
- 三 聞信一念の端的法理の称名ありとするの非を論ず
- 四 聞信一念の即是其行は名号大行にして、称名行に非ざることを論ず

このうち第三条は、南溪・宝雲の説を評したあと、石泉の『本典述聞』を難じ、さらに月珠の『本典対問記』と『行信義』について破するところがあった。すなわちその問題点は「聞信一念衆生未だ称せざれども、而も能称の徳を具し法理として同時に称名あり」とする月珠の学解は、石泉の義と同じであるとした。これに対して、月珠の社中は大いに騒ぎ、その衣鉢をつぐ円月が『説行信私憂弁』を書いて反論した。すなわち同書によれば、師の著『行信義』は「前法主殿(広如)の時、月珠・玄雄

・善讓の三師に命じて行信の義を述で差出さしめ給ふ、月珠師最先に之を述で御用僧教宗寺に差出す、即行信義是なり」とあり、つづいて「教宗寺之を善讓師に見せしめしに、善讓師之を破斥して法体直爾の行を以て、行巻の大行を弁せられたり、月珠師之を見てその難を会釈なして教宗寺へ差出されたり」と記述され、円月対善海の論争に先立って、月珠と善讓の対立のあった事を知りうる。とくに、善讓が月珠を評して「称名正因の計」とした事は、両者の対立を生み、さらに善讓・善海の信昌閣と円月の東陽学寮が、ともに豊前国に対峙する以上、両学派は感情的・権勢的な意味をも含んで対立を深めたようである。

なお、こうした宗学研鑽上の論議は、ついで明治後期において、一連の論題研究に関する著書をもたらすこととなった。このうち、主なるものをあげれば、円月の『本願成就文四十題』二卷(三三)・同『本典論要』百二十題(八卷(三四)・原口針水の『宝章三十二題講説』二卷(三六)・米村永信の『宗要安心論題』(四〇)・足利義山の『真宗安心三十題啓蒙』(四一)・同『真宗百題啓蒙』(四二)・利井鮮妙の『宗要論題決撰篇』十卷(四三)などがある。このほか、複雑な宗学研究の歴史を簡潔にまと

めたものとして、初めに前田慧雲の『本願寺派学事史』

(三四)があり、後に西谷順誓の『真宗教義及宗学之大系』

(四四)の労作を忘れることはできない。

①宮崎円通著『本願寺派勤皇事績』には、広如上人をはじめ超然・寛応・月性・黙霖・礼殿・鉄然・明朗・見乘・離蓋

・松井中務の事績が述べられてある。

②上原秀太郎著『光顔院孿子夫人』の附録「歴代女儀の小歴並にその宗教的活動」によれば、第十三世良如上人の継室は如室尼と称し、八条宮智仁親王の妹であり、第十四世寂如上人の室如瑞尼は鷹司信房の女である。また第十五世任如上人は九条兼晴の三男で寂如上人の九女に配す。さらに第十六世湛如上人の室如舜尼は閑院宮・第十七世法如上人の室如教尼は九条・第十八世文如上人と第十九世本如上人は二条・第二十世広如上人も九条家より入嫁されている。

③『明如上人伝』(昭和二年刊・明如上人廿五回忌記念出版)二二〇頁に所載。

④『仏教各宗綱要』第五冊の「真宗」は島地の監修とみられるが、その中に「故ニ本宗ニ諦ノ教格タル、此俗諦ノ通義ヲ履行スルハ、他ヨリ仮リ来テ之ヲ行フニ非ス、先ニ領受セル仏ノ大悲、所謂真諦他力ノ安心ヨリ、自然ニ流レ出ル信後報恩海ノ波瀾ナル者ナリ」と、以って流出説なることが知られる。

⑤該事件については『竜谷大学三百年史』の第十一章「承応

開欄」・第十二章「明和法論」および第三篇「三業惑乱」に詳しい。

⑥『竜谷大学論叢』第二九三号「明治仏教研究」・昭和五年八月発行)中に雲山竜珠稿「東陽円月師の滅罪論」と豊水楽勝稿「足利義山師の二種深信説」によって、問題の内容と経過が知られる。

二

つぎに大谷派にては、はやく教如上人が家康より優遇をうけて以来、幕府と本山との関係は密接であって、こうした事が幕末を迎えても積極的に勤皇攘夷にたち向うことができなかったようである。しかも、文政から安政へかけての加州の諍論は「助け給へ」の統・不統の論争として北陸一帯にひろがり、頼成・是海一件などがおり、教論に対する反駁が繰り返されて、ようやく宗学研究も生気を缺く状態であった。しかし、外に鎖国思想の解消とともに、外国文化を謳歌せんとする時、とくに外教の蔓延に際して、自衛と破邪のために立ちあがることとなったが、今こうした事を考察するにあたって、次に当時の歴代宗主をかかげることとする。



ところで、ようやく尊皇派が抬頭するや、遂に東本願寺でも勤皇へ踏みきることとなり、明治元年正月、江戸の兵が西上する噂があったので、敵如上人は法嗣と路を分けて近江・美濃・尾張を経て三河へ入り、ひろく門徒に勤皇を説くと共に、次子の勝縁を飛驒へ向わせて信徒より多大の金穀を献上させている。かくて、同年七月の御触書には「護法有志ノ僧侶、尊慮ノ程有難被奉敬承猶御門徒末々ノ面々心得違無之様可被申論候」(『敵如上人御事績記』)と、その指針を明らかにされている。

一方これより前、苦悶しつつある宗門をして、愛山護法の念のもとに活躍した学匠に竜温がある。彼は文久二一年に『關邪護法策』二巻、翌年『急策文』一巻と『禦謗慨譚』一巻を著わし、さらに慶応元年には『総斥排仏弁』一巻を草して、ひろく儒学・国学・神道・基督教よりする排仏に対し「当今の時勢を覚知せしめ、護法の志を激甚せしめん」と、宗門僧徒に時勢の省察と護法精神の高

揚を強く促した。もっとも、こうした警告には東西両本願寺をはじめ、仏光寺・興正寺そして専修寺を加えて、同じ排仏毀釈に対して如何に対処するかを、共通の課題として互に緊密な連絡のもとに、それぞれに運動が展開されたが、とくに東本願寺では竜温と共に法主の信任あつかった空寛が、明治四年に逆徒のために暗殺されたがこれは同じ年に三河で大浜事件のため殉死した石川台嶺と共に、明治の護法史上における悲痛な犠牲であった。而して、これよりさき關邪護法としてキリスト教に対し、小栗栖香頂が明治元年四月に『日本刀』六巻を著わして、百ヶ条を列ねて痛撃するところがあったが、一派の機関として同年八月九日、護法場が開設されたことは特に留意しなくてはならない。今これについて『明治宗門雜記』(大谷大学図書館所蔵)より抜粋すると、護法場規定として

- 一、護法大綱弁述之事
- 一、破邪要人会読之事
- 一、立義問答之事

以上の三条がさだめられ、護法学科には国学・儒学・天学・洋学が規則として課せられた。もって当時の教学状況がうかがわれるが、こうした動きが洋学中とくにキ

リスト教研究に、細川千巖や竜山慈影を長崎に赴かせて学問させると共に、護法場の講義においては、時局に応じたものが積極的にとりあげられた。今こうした事を調べると、まず明治二年の正月、空寛が「釈教正謬」を講じ、同年八月には、法住が「護法要論」を開席しているが、地方では此の年の二月に、晃耀が遠州で「護法総論」を、ついで八月には、竜温が三河本証寺で「仏説法滅尽經」を開筵している。このほか義導は『護法建策』を草して、巖如上人に意見を具申したが、ついで『隨喜閑愁録』一卷を著わして王法をとき『天恩奉戴録』一卷において仏法の国益をのべ、さらに『仏為優填王説王法政論経略註』一卷を作るなど、かかる方向での護法に終始した。(『続真宗大系』第二十巻所収の「大谷派学事史」・「大谷派学事史略年表」に依る)

ところで、当派における「真俗二諦」の使用は、明治八年六月に出された巖如上人の消息が初見である。すなわち、この消息は「五箇条篇目の御消息」といわれるもので、その中に「二諦相依の宗教」の語が用いられて、それ以後、この二諦について論述がおこなわれる。一方こうしたなかで、学徒の規範として慧然の『学軌十則』(寛保二年著)が、明治二十年に再刊されていることは注

意すべきことで、そのころ僧風の肅正がもとめられた事を示すものである。このことは、さらに一生不犯にして自誠に厳しかった、徳竜(安政五年寂)の著作が広く用いられたこととも関連する。すなわち『掟五常義略弁』二巻が明治十八年に刊行されたのはじまり、『坊守教誠聞書』(三二)・『仏法王法輪翼章法語』(三三)・『真宗僧家之庭訓』(三五)などが次々に出されている。

さて翻って、大谷派の宗学研究の歴史を概観すると、その当初より本願寺派にみられる如き、きわだって複雑な分裂はないといつてよからう。もっとも学系の分流はかなり多種になってゆくが、しかし、かつて深励のごとき字匠が出て、それまでの宗学をまとめあげたこと、および本願寺派にみられる宗学上の大きな惑乱事件がなかった事などが、その後も宗学を志す者は、たいいてい深励の著書にもとづいて勉学するという習いとなり、このことは明治の中期になって宗学研究が盛んになると、又ここに深励の講録が続々と出版されることとなったようである。次にそれらを年時順にあげると、『興御書講義』三巻(一八)・『選択集講義』五巻(一九)・『教行信証講義』二十巻(二〇)・『文類聚鈔講義』十巻(二一)・『六合釈講話』三巻(二二)・『三帖和讃講義』十二巻(二三)・『文類

『正信偈講義』二卷(二三)・『正信偈講義』八卷(二四)・
 『念仏往生願講義』二卷(二四)・『言南無者講義』(二五)
 ・『三祖一致弁』(二五)・『聖人一流御文講義』(二五)・
 『無量寿経講義』十卷(二六)・『阿弥陀経講義』八卷(二
 七)・『一枚起請文講義』一卷(二七)・『愚禿鈔講義』(二
 七)・『冠御草稿三帖和讃』(二七)・『末代無智御文講義』
 三卷(二七)・『観無量寿経講義』十卷(二八)・『往生論註
 講述』十一卷(三〇)・『観經四帖疏講義』二十卷(三〇)
 ・『選択集廿五箇異同弁』(三〇)・『改悔文聞書』(三一)・
 『信心獲得御文講義』(三一)・『歎異鈔講義』(三三)など
 ある。なお、こうした深励の多方面に亘るものと共に、
 順芸の『称名信楽二願希決』二卷(三二)は、第十七・十
 八兩願の深意を發揮したものとして再評価され、南条神
 興の『広文類論草』五巻も三十一年に再び世に出され、
 いずれも今日に至るまで用いられる。又この同じ時期に
 宗学研究を綜合統一したいという要求から、吉谷寛寿の
 『仏教大旨』(一九)と『仏教総論』(二三)、村上專精の『真
 宗要領』(二三)・小栗憲一の『真宗教旨』(三三)および佐
 々木最収の『真宗要義弁』(二六)などの概説書が刊行さ
 れた。

以上、明治中期における宗学研究に関する論著のうち

目ぼしいものをあげたが、実はかかる考究において「た
 のむ・たすけたまへ」の義について安心上の論争が激化
 し、かなり長い期間にわたって宗門を動揺させた。すな
 わち、これは占部観順が本山要路の学匠を「請求だの
 み」として批判した事にもとづくようである。かくて、
 明治二十三年、それに関する現如上人の垂示が発せられ
 た。かくて、三十年になって彼の所説を不穩当として取
 調べがあり、ついに三十二年七月に宗外へ擯斥され、や
 むなく彼は興正寺へ転じることとなった。ところで、こ
 の事件にあたって、前述した西派の東陽円月が彼を応援
 したこともあずかって、容易に拾収のつかない状態であ
 った。今、その論争を考察するに先立って、一応その略
 歴を記すると、観順は文政七年に摂津国中島で生れたが
 のち三河国西尾の唯法寺へ入り、累進して嗣講となっ
 た。ついで二十八年の日清戦争中、高倉学寮の安居夏講
 に際して副講をつとめた。時に本講は細川千巖であった
 が、この夏講のあと前々より抱持せる「信順授託説」を
 強調して、あえて垂示の内論にも承服しなかったため、
 三十二年七月には学階を奪われ、派外追放の極科に処せ
 られたため、やむなく興正派に転じて四十四年に歿した
 という。ところで、この安心問題の発端をもとめると、

すでに早く明治十四年、占部と雲英晃耀との法義上の争いがあり、雲英が「たすけたまへ」を請求としたことにより、翌十五年四月には、本山大寝殿において占部と細川千巖・宮地義天・武田行忠との対話がなされ、聞役として樋口竜温・南条神興が立会った。しかし対論の和合はみられず、ようやく南条の慫慂により占部が意底書を差出したため、その後、しばらく平穩に過ぎたようである。ところが二十一年に、ふたたび問題が表面化されるや、ここに二十三年十二月二日、現如上人より垂示が下された。すなわち「法義の惑ひ易き者等数条を撰び、講師嗣講をして審議せしめしに、穩当なる左の答申をなせり」とて

一、たのむの事

一、たすけたまへの事

一、所帰の疑の事

一、凡そ和語の解釈に強て漢語を当てて聖教になき新名目に類する語は猥りに用ひざるを穩なりとすの四箇条にわたるものであった。

これに対して、占部は『御垂示頂戴録』(二八)を著わし「近古願生婦命意業募りの病根は此のタスケタマへの語を誤解したるに因る」として「タスケタマへは即ち請

求也と弁ぜられたれど、拙老は此の説に従い難し。善導の御疏の熟字あれども或は致敬如来請求加護とあり。或は請求別行とありて、皆釈迦如来に就きたる文字にして唯信正因の安心門の信相を物語った証文とは成り難しと存する」と、もし信順のほかに請求を要するとすれば、かつての『願生婦命弁』の轍を踏むものとして痛烈に批判する。そして更に、本宗の「タスケタマへ」について『御文』をあげて「如上タスケ給へは信順の義なり。其語勢に於ては所帰に約し崇敬に約し所期に約するも、語意は信帰の二字を示し給ふのであつて、仏体請求に非ず。又タスケ給へは其の体タノムと、同一なれど、前者は初一念に局り、後者は初後に通ずる。信心は固より初後同一相続なるも、雜行捨てて後生助け給へと他力に向ふ事、即ち信受の一念は初一念に局ると云ふべし」と、そこに西山・鎮西と異るところをも述べた。このような信順説に対し、細川と吉谷は垂示の趣旨をうけてたつがこのうち細川は三十年に歿したため、その後は主として吉谷が当ることとなった。今、三十一年の暮に發表した『改悔文』の解釈によると「頼むといふに信順の義と請求の義とあり。信順の義は如来招喚の勅命を聞て、一念に疑心なきは信順の義也。然るに信順は婦命の義、命は

命令で招喚の勅命也」と、つづいて「帰は帰順で勅命に信順する也。けれども、帰命は元と是れ南無の二字に含蓄する義で、南無に度我救我の義もある。度我救我といふ時は助けたまへと弥陀にすがる思がある」と、あきらかに信順請求兼有の説を主張し、さらに「衆生と弥陀と能帰と所帰と物柄は二つに見ゆれども全く体は一也。決して自力疑心の行者が助け給へとすがるとは異也」と、以ってその大要が知られる。(『日本一』一八一号)

以上、少しく両者の所説を窺ってみたが、このような両説をば宗学上よりみた場合、一方的に占部説を異安心とは決めつけられないであろう。かえって、後に書かれた石川舜台の『真宗安心之根本義』(大正二二)にみられる所論が、実は占部の主張と殆ど差異のないことは何を物語るものであろうか。こうした事について、かつて

『三宝叢誌』に政略的意味のあった事が記されているがそこに述べられてある如く、革新派の石川舜台と保守派の渥美契縁との対立・抗争の具に使われた事も認めなくてはならないであろう。とくに渥美派の制圧下に法義取調べが行われ、その著『御垂示頂戴録』・『一種深信略述』(二一九)・『破塵問对』二卷(三二一)の三部を不穩当の書として、一方的に師命背反の故を以って罰せられたことは

後に右の著書を読むものにとつて、何か割り切れないものを感じずにはおれないであろう。

①『宗史編修所報』(大谷派宗学院発行)第十五号の小串侍稿

「東本願寺と幕府との関係」による。なお、そこには教如上人から乗如上人までの関係を年次順に記載する。

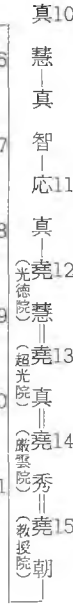
②はやく平松理英著『廻瀾始末』や田中長嶺著『明治辛未殉教絵史』などがあるが、これらの護法運動をまとめた論攷として柏原祐泉稿「明治初年の護法一揆に就て」(『大谷学报』二八ノ三・四合併号)がある。

③占部事件については水谷寿稿「占部観順事件に就いて」(『宗学研究』第四号)に問題点をまとめたが、『龍谷大学論叢』第二九三号にも大沼善隆稿「明治時代に於ける請求だのみの検討」と題して可成り詳しく論じ、とくに占部対細川の私憤と両者にまつわる保守・革新派について、つっこんだ意見がなされている。

三

さらに高田派の場合は、その宗門機構上での法主の地位、とくに教学面における権威は極めて強く、これは一派の教学を指導し、規制するものとして「御書」の価値は、教団の指針として重んじられる。したがって、高田派における教学の変遷は、この御書の述作・発布にもとづいて考えねばならない。

まず、これに先だって、高田専修寺の伝統相承中、同寺中興の真慧上人より明治期の堯熙上人までの世代を图示すれば次く如くである。



※高田派のみ、血縁関係を以て示した。

ところで、第二十一世の堯熙上人は、円遵・円祥・円禧上人と同様に有栖川宮より入られ、第二十世の円禧上人が文久元年五月八日に四十五歳で寂された(『勤行傳』のうち「次第相承」による)あと、専修寺の住持職を継がれ、大正八年五月二十三日に七十六歳で寂される(『本山報告』)まで、治山五十九年にも及び、この間に下された御書は年時順に一冊にまとめられている。すなわち、全七通の発示年時をしめすと次の通りである。

- 第一通 慶応二年正月十五日
- 第二通 明治四年九月
- 第三通 明治八年十月十六日
- 第四通 明治十年七月
- 第五通 明治十七年二月

第六通 明治三十一年三月十六日
第七通 大正八年五月二十二日

右によって分るように、明治時代のものは第二通から第六通までの五通であって、このうち第二通の中に「身口意三業ノ過失ヲツツシミ王法ヲ本トシ仁義ヲ先トシテ天理ニ戻ラズ人道ヲ守リ常ニ政府保護ノ鴻恩ヲ仰ギ国民タルノ義務ヲ励ミ同行互ニ和順シテ世出世トモニウルハシク相続アルベク候モノナリ」というように、第四通をのぞいた外は皆「コノウヘハ」(第一・二・五・七通)、「候上ハ」(第三通)、「サフヲフウヘニハ」(第六通)とことわって、国体良民の自分を教えられる。これは、まさに真諦門に対する俗諦門の内容を具体的に示すものである。ただ「二諦」の名が御書の上に出てくるのは第七通においてであるが、しかし、明治十七年の当派宗制に、「二諦相資ノ教義」と戴せられるから、既に明治中葉には漸次ひろく用いられていたものと思われる。

ところで、こうした「真俗二諦」の表現は、時代の要請と共に、東西両本願寺との交流によるものと推察されるが、一方、これは高田の伝統にさかのぼって考えるとき、すでに第十九世円祥上人の『宣教護国論』に「夫レ一切ノ仏法生死涅槃ノ義ヲ開導スルヲ以テ極致トストイ

ヘトモコレヲ世間俗諦ノ上ニ用ルトキハマタコレ治国平天下ノ徳政修身五行ノ指南ソモソモマタソナワレリ(巻上)とも、又は「出世ノ法ニハ諸仏菩薩并ニ諸神等ヲモカロシメストハ一宗ノ作業門ヲ明シシフコト上来ノ如トイヘトモ前ニハ世間俗諦門ニ約シ以下ハ出世間門真諦門ヲ標ス」(巻下)と、本書二巻の上に明らかに二諦の内容と關係を述べられる。しかも、この円祥上人の著書は、さらに第十四世の堯秀上人の御書を演繹されたものであるから、二諦教義の源泉は堯秀上人にもとめる事ができる。これについて、堯熙上人の御書に「ココヲ以テ第十四世伝燈上人深クコレヲ鑑ミテ一紙ノ法語ヲツヅリ道俗男女宿善開發ノ時イタリ他力廻向ノ信心ヲ決得シタル其ノ領解ノオモムキヲ示シタマヘリスナハチ之ヲ改悔文ト名ケ或ハ領解文ト称シ候」(第四通)と、あきらかにその初めを示している。そして、ここにいう『改悔文』の述作には慧雲が参画し、信心正因・称名報恩を以って貫かれていゝ。しかるに一方、高田派の宗風には真慧上人における称名行を重視する伝統があり、第十八世円遵上人はとくに戒律面に留意されると共に『改悔文』を改作し『安心領解文』として門末に下付されたが、今また堯熙上人によって元へ戻されることとなった。しかし、こう

した改変は何故になされたのであろうか。これについて慶応二年の御書に「僧侶ハ己ガ本分ヲマモリ子ガ不徳ヲカサ子ザルヤウ法義弘通ノ輔作ヲカクコヒ子ガフトコロナリコノウヘハナルベキカギリ三業ノ過失ヲツツシミ細素タガヒニ和順シテ神妙ニ法義ヲ相統スベキコト肝要ニテサフラフ」(第一通)とあって、三業の過失と関連する問題が、このころ当派においてもあつたことを推測させる。今、この事についてうかがうに、慶応元年より同二年にかけて安心問題^⑧がおこり、先の如く「御決判御書」が下された。而して、この御書についての忍州^(忍阿の子、至妙院と号す)の講義によると、本山を中心として南方にあたる南勢と北方の北勢に分れ、南勢側は二法別体の安心をつのり、信後一念の称名を待つて往生すると談じ、これに対して北勢側は、信心決定する最初の一念口称を待たずして、往生は一定すると反駁したことが知られる。これは俗に「一念九念之不正義」といい、略して「一九の異安心」と北勢側からいわれたが、この南勢の指導者は小山(一志郡小山)の祥明(青巖寺住・清水谷)で、それに玉垣(現・鈴鹿市内)の鑑秀が北勢にあつて応ずるところがあつた。しかも実は、この祥明は円祥上人秘蔵の弟子で、連枝として上人より特別の待遇をうけていた。したがって

前述の如き信行具足を信行対決へと展開して、信後の称名を強調することとなった。一方、北勢の方は忍成・泰玄・忍州を中心として烈しい反撃があった。こうした後をうけて堯熙上人は、安心問題を御書の上で肅正すると共に、三条教則にそって真俗二諦の内容を示された。ところで、この時代の初期に活躍した人物として、先にあげた学匠のほかに長谷部円邨・松山忍成・稲垣堪空などがあり、後期には武内義淵・松山忍明・竹内宜啓・堅田麗敵・覚井乘敵などがあげられる。(生桑完明先生よりの教示による)

このうち、覚井乘敵は松島善護の信昌閣に学び、堅田麗敵もまた東陽円月に師事したという。今これらの人達の中で、真宗教義を簡潔にまとめたものとして、堅田麗敵の「浄土真宗の要義」一篇を採りあげて、明治期における当派の代表的見解としたい。なお、この講義は『高田講座』の昭和五年号に載せられるものであるが、そのはじめに「往時研究せし事柄をその儘」と、ことわってある事からして、その論旨は早く明治時代よりのものと考えられ、以下その摘要を記することとする。まず、総説には「真諦・俗諦」と題して「浄土真宗の教義を掻いつまんで云へば、真俗二諦であります。これが他宗に異

った一宗の別看板とも申しましようか」として、堯熙上人の御遺訓(注・御書第七通を指す)の一節が示され「扱て本宗の真俗二諦の教義はそもそも何れより出て来るかと考へると全く第十八願の願海より流れ出たるもので、その本源は第十八願の全文がそれである」とし、以下に「一、出扱」・「二、名義」・「三、本源」と言及し、別論には真諦として「信前信後・三信十念・信因称報・称名正業」の四論題を、俗諦については「唯除五逆」を明かし、結論に二諦相資を述べて終る。ところで、その二諦の關係については、いわゆる流出説に入れらるべきで、かつては願家(高田派の本願寺に対する私称)との間に一線を画した当派の教学も、ようやく時代の経過とともに、その独自性をくずしていったように窺えるようである。

①高田派本山発行・奥に「右 金剛心院殿消息」とある。なお堯熙上人は、はじめ円禪と名づけられたが、のち堯熙と改められ、その号は墨山と申す。

②『高田学報』第十八輯に全文所載(三日市寿福寺蔵写本)。なお、その解説は第十九輯に生桑先生が述べておられる。

③『高田学報』第二輯に竹内宜啓輯として「高田派慶応年間安心問題研究資料」を、つづいて第三輯にも資料が掲載され、事件の概要が知られる。

〔「近世仏教の形成に関する総合研究」の分担課題の報告〕